

様式 1

校長	教頭	教務主任	保健主事	養護教諭	学年主任	担任

学校感染症による出席停止措置願い

(インフルエンザ・新型コロナウイルス以外)

山梨県立韮崎高等学校長

年 組 番 氏名

以下の通り、医師の診断により学校感染症に罹患して休養しました。そのため、出席停止措置の願いと、医療機関を受診して学校保健安全法施行規則に基づき登校可能(感染の危険性がない)と診断されましたので、出席停止解除を願います。

令和 年 月 日

保護者署名

医療機関記載

主治医殿

誠にお忙しいところお手数をおかけしますが、上記生徒につき、登校可能と認められる場合は、下記の証明をいただけるようお願い申し上げます。

感染症名

療養期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記感染症により療養していましたが、登校に支障がないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

担任記載欄 (出席停止となる日を記入)

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則に基づき、下記の表に該当する感染症と診断された場合は、学校における感染症の拡大防止を図るため、出席停止とするので学校を休み療養に努めてください。

分類	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで 「その他の感染症(*)」として、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために、校長が学校医の意見を聞き、緊急的に措置をとることができることとされ、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(*)	